

観音寺市議会文教民生委員会調査報告書

テーマ：本市のひきこもり支援に関する取り組み状況及び評価

篠原 重寿(委員長) 合田 千佳子(副委員長)
大平 直昭 詫間 茂 白川 雅仁 三好 優子

令和7年6月18日

1. 緒論
2. 国の取り組み
 2. 1. ひきこもり支援推進事業
 2. 2. 生活困窮者自立支援制度
 2. 3. 孤独・孤立対策
 2. 4. 就職氷河期世代活躍支援プラン
 2. 5. 重層的支援体制整備事業
3. 香川県の取り組み
 3. 1. 支援の概要
 3. 2. 香川県ひきこもり支援センター「アンダンテ」行政視察
 3. 2. 1. ひきこもりの現状(実態把握)について
 3. 2. 2. 県内の取り組み
 3. 2. 3. 今後の取り組み・課題
4. 本市の取り組み
 4. 1. 本市の取り組み
 4. 2. ひきこもりの現状
 4. 3. 担当部局との意見交換
 4. 4. 支援センターウィズとの意見交換
5. 先進地事例
 5. 1. 文献調査
 5. 1. 1. 岡山県総社市
 5. 1. 2. 秋田県藤里町
 5. 2. 行政視察調査
 5. 2. 1. 兵庫県姫路市
6. 考察
7. 政策提言

1. 緒論

ひきこもりとは、『様々な要因の結果として社会参加(義務教育を含む就学、非常勤を含む就労、家庭外での交流など)を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭に留まり続けている状態(他者と交わらない形で外出してもよい)にある方。ただし、重度の障害・高齢等の要因により外出できない方は除く。(※1)』と定義されている。

国内では、ひきこもりという状態が社会的に認知されるようになって 30 数年が経過しており、この間、様々な原因分析や支援方法などの研究や実践が行われてきたが、世間では、原因や背景、支援の必要性などへの理解は進んでおらず、依然として、個人や家庭の問題として見られる傾向が強い。

内閣府では、2009 年度と 2015 年度に満 15 歳から満 39 歳までのひきこもり実態調査を行っており、2009 年度は出現率 1.79%、推計数 69.6 万人、2015 年度は出現率 1.57%、推計数 54.1 万人という結果を得ている。両調査を比較すると、推計数は減少しているものの、ひきこもりの状態となってから 7 年以上経つ者の割合が増加しており、長期化傾向がうかがわれるとされている。

そこで、2018 年度には、満 40 歳から満 64 歳までのひきこもり実態調査を行い、出現率 1.45%、推計数 61.3 万人という結果を得ている。

2015 年度の満 15 歳から満 39 歳までの推計数と 2018 年度の満 40 歳から満 64 歳までの推計数を足すと 115.4 万人に達しており、対象人口の約 1.5%、総人口の約 1.0%に迫る数字になることから、厚生労働省では「新しい社会問題」との見解を示し、見過ごすことのできない大きな課題であると捉え、「ひきこもり対策推進事業」「生活困窮者自立支援事業」「孤独・孤立対策」「就職氷河期世代活躍支援プラン」等の施策の中で対策が講じられている(※2)。

本市議会では、令和 6 年 9 月定例会において、KHJ 香川オリーブの会から提出があった『「ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書」の提出を求める請願』を審議する中で、ひきこもり支援の現状をこれまでより深く、認知する機会を得ることができた。

この意見書では、「ひきこもりを社会全体で取り組むべき重要な課題として捉え、ひきこもり自立支援に特化した法制度を設け支援体制を明文化し、年齢や所得の状況に関わらず誰もが全国どこでも必要な支援を受けることができるよう、「ひきこもり自立支援基本法」の制定を強く求めるものである。」としている。

本調査は、本市のひきこもり支援に関する取り組みについて、実状を確認し、評価を行うとともに、先進地の取り組みを研究し、支援を充実させるための政策提言を行うものである。

2. 国の取り組みについて

2. 1. ひきこもり支援推進事業(※3)

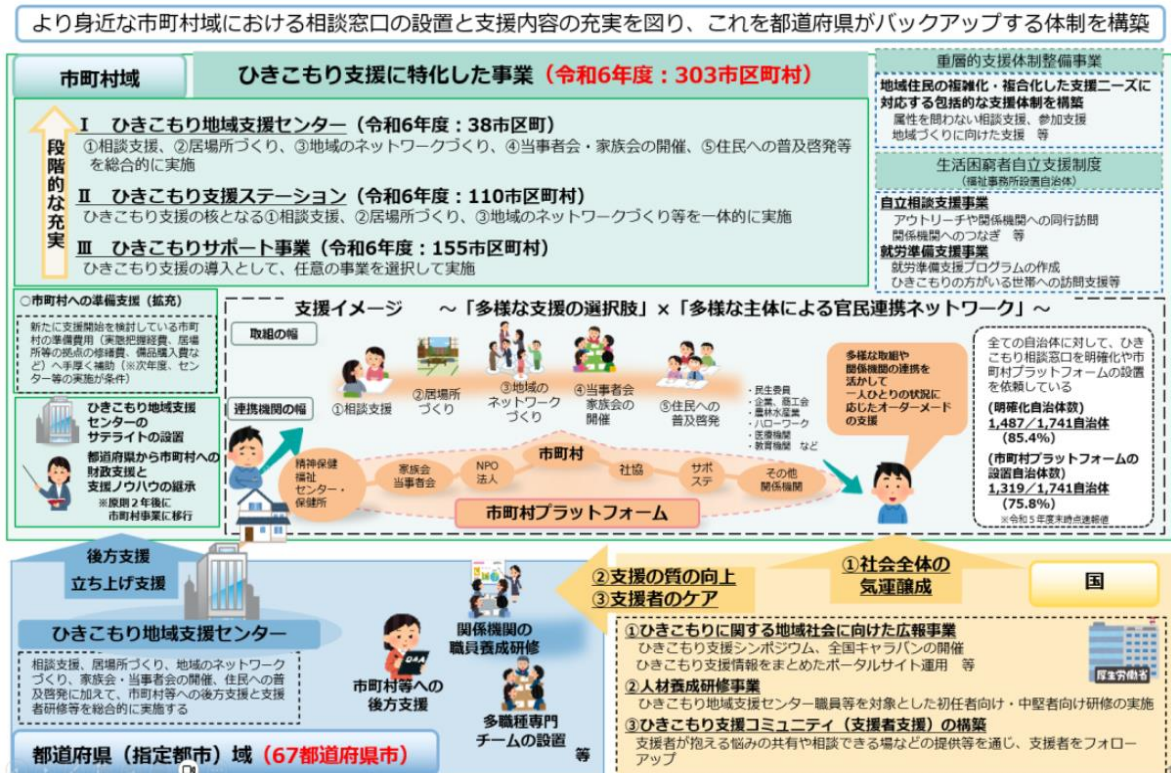
ひきこもり支援については、ひきこもりに特化した専門的な相談窓口として、都道府県及び指定都市に「ひきこもり地域支援センター」の整備を進め、2018年4月までに全ての都道府県及び指定都市(67自治体)に設置している。

2022年度からは、より住民に身近なところで相談ができ、支援が受けられる環境づくりを目指して、「ひきこもり地域支援センター」の設置主体を市町村に拡充(2024年度 38自治体)。

そして、新たなメニューとして、ひきこもり支援の核となる、相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施する「ひきこもり支援ステーション事業」(2024年度 110自治体)を開始した。また、ひきこもり支援の導入として、8つのメニュー(相談支援、居場所づくり、連絡協議会・ネットワークづくり、当事者会・家族会開催事業、住民向け講演会・研修会開催事業、サポーター派遣・養成事業、民間団体との連携事業、実態把握調査事業)から任意に選択し実施する「ひきこもりサポート事業」(2024年度 155自治体)による取り組みも開始している。

さらに、都道府県が市町村をバックアップする機能の強化として、市町村と連携した、ひきこもり地域支援センターのサテライト設置と小規模市町村等に対して財政支援と支援手法の継承を行う事業も創設し、都道府県の圏域内どこでも支援が受けられるよう平準化を図りながら、市町村のひきこもり支援体制の整備を促進していくこととしている。

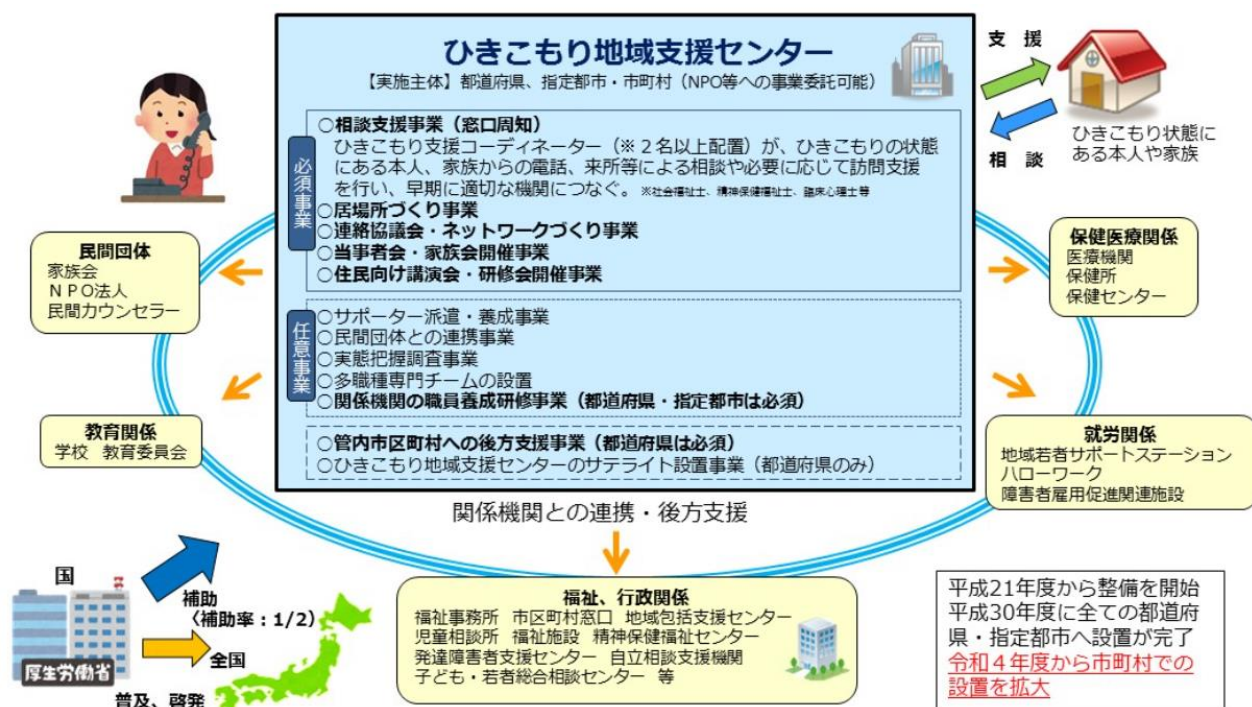
～ひきこもり施策の全体像～



<ひきこもり地域支援センター事業>

ひきこもり地域支援センターは、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、公認心理師、臨床心理士等の資格を有するひきこもり支援コーディネーターが、ひきこもりの状態にある方やその家族へ相談支援を行い、適切な支援に繋いでいく。また、地域における関係機関とのネットワークの構築や、ひきこもり支援に係る情報の幅広い提供等、地域におけるひきこもり支援の拠点としての役割を担っている。

～ひきこもり地域支援センター等設置運営事業(2009年度から)～



<ひきこもり支援ステーション事業及びひきこもりサポート事業>

「ひきこもり支援ステーション事業」では、相談支援、居場所づくり、連絡協議会・ネットワークづくりを必須事業としており、さらに各市町村の実情に応じた個別の任意事業を実施する事業である。

また、従来から実施していた「ひきこもりサポート事業」は、市町村におけるひきこもり支援の導入として、地域の特性に合わせて任意に事業を選択し、ひきこもり支援に関する相談窓口の周知やひきこもりの実態把握、ひきこもり状態にある方やその家族が安心して過ごせる居場所づくり、ひきこもりサポーターの派遣等を行っている。



2. 2. 生活困窮者自立支援制度（※2）

2015 年度から、就職、住まい、家計管理などに課題を持つ生活困窮者を支える生活困窮者自立支援制度が始まった。この制度は金銭給付に留まっていた生活保護制度の手前のセーフティーネットとして貧困への転落防止を、現物支給（対人サービス）を中心に提供するもので、①自立相談支援事業を基本サービスとしながら、必要に応じ、②住居確保給付金支給、③就労準備支援事業、④家計改善支援事業、⑤就労訓練事業、⑥生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業、⑦一時生活支援事業などを組み合わせて提供し、貧困転落を防止するものである。

相談者の中には、ひきこもりの問題を抱える人も多く含まれるとして、ひきこもり支援事業は生活困窮者自立支援法に基づくその他の事業として位置づけられている。

[生活困窮者自立支援制度のメリット]

- ・早期に生活再建を図れる。

居住確保給付金は、預貯金の保有に制限があるが、生活保護よりも基準が緩やかである。丸裸になってからよりも、ある程度資産がある段階から生活を支援する方が再建しやすい。

- ・スティグマ（恥辱）を感じにくい

資産、能力、扶養義務者による援助の可否など、行政の調査がない。

2. 3. 孤独・孤立対策推進法（※4）

[趣旨]

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取り組みについて、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。

→「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、

「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す。

[概要]

1) 基本理念

孤独・孤立対策(孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援、その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組)について、次の事項を基本理念として定める。

- ◎ 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ◎ 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等(当事者等)の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ◎ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

2) 国等の責務等

孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定する。

3) 基本的施策

- ・孤独・孤立対策の重点計画の作成
- ・孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
- ・相談支援(当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援)の推進
- ・関係者(国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等)の連携・協働の促進
- ・当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
- ・地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
- ・孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

4) 推進体制

- ・内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部(重点計画の作成等)を置く。
- ・地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める。
- ・協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。

2. 4. 就職氷河期世代活躍支援プラン(※5)

1990年代～2000年代の雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代は、就職氷河期世代と呼ばれている。この世代の中には、希望する就職ができず、「不本意ながら不安定な仕事に就いている」、「無業の状態にある」、「社会参加に向けた支援を必要としている」など、様々な課題に直面している方が多数おられる。

厚生労働省では、就職氷河期世代の方々の活躍の場を広げるために、就職・正社員化の実現、多様な社会参加の実現を目指した支援を実施している。

具体的には、ハローワーク、地域若者サポートステーション、ひきこもり地域支援センター、自立相談支援機関等、地域ごとのプラットフォームを設け、民間支援機関等との連携も図りながら、地域一体となって、支援が必要なすべての方に対し、それぞれの状況に合わせたきめ細かなプランの提供に努めている。



2. 5. 重層的支援体制整備事業(※6)

複合的課題を抱える世帯や要援護状態にある世帯の孤立など、従来の支援体制ではケアしきれないケースの増大に対し、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」等の支援を一体的に実施することを必須とした取り組みのこと。

1) 包括的相談支援事業

- ・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める
- ・支援機関のネットワークで対応する
- ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ

2) 参加支援事業

- ・社会とのつながりを作るための支援を行う
- ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる
- ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う

3) 地域づくり事業

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する
- ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする
- ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る

4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

- ・支援が届いていない人に支援を届ける
- ・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける
- ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く

5) 多機関協働事業

- ・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する
- ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす
- ・支援関係機関の役割分担を図る

3. 香川県の取り組み

香川県精神保健福祉センターでは年々増加するひきこもりに関する相談に対して、より専門的な対応をするため“ひきこもり地域支援センター^{アンダンテ}Andante”を開設している。

^{アンダンテ}Andanteとは、音楽の速度記号で、「歩くような速さで」と訳される。ひきこもりの当事者、ご家族、支援する私たちが、「歩くような速さで」焦らず確かな足取りで歩みを進めていこうとの願いが込められている。

3. 1. 支援の概要

- ①相談支援[面接支援(カウンセリング)、電話相談、メール相談]
- ②訪問[外出・付添いなど]
- ③当事者グループの活動[居場所支援]
- ④親のグループ活動[家族会]
- ⑤その他[支援者・サポーター向け研修、ホームページ等による啓発活動]

3. 2. 香川県ひきこもり支援センター^{アンダンテ}「Andante」行政視察

3. 2. 1. ひきこもりの現状(実態把握)について

県内でも、平成30年度にひきこもりに関する実態調査を実施し、ひきこもり状態にある方は少なくとも726人いることが分かった。

本県では、ひきこもり対策として、精神保健福祉センターや保健所において、家族等からの相談を受け、必要に応じて家庭訪問を実施するほか、家族教室、居場所の提供、講演会などを実施している。

また、平成23年6月20日に県精神保健センター内に設置した「香川県ひきこもり

地域支援センター」においては、県内保健所や関係機関と連携して、ひきこもり状態にある方や家族からの相談に応じるとともに、ひきこもり支援に携わる支援者等を対象にした研修を行っている。

表 35 令和5年度ひきこもり相談等実績

	小豆	東讃	中讃	西讃	センター	高松	ひきこもり相談窓口 (委託)	ひきこもり当事者 傾聴サロン (委託)	計
訪問(延件数)	47	38	40	19	28	121			293
相談(延件数)	42	46	82	16	647	181	16		1,030
相談内訳	電話(延)	40	40	55	9	137	89	14	384
	来所(延)	2	6	13	7	485	92	2	607
	メール(延)	0	0	14	0	25	0		39
講演会・研修会(回数)	2	2	3	1	2	0			10
家族教室・交流会(回数)	0	0	2	0	10	3			15
当事者の集団活動(回数)	0	0	0	0	24	0		24	48

*高松市保健センターは、平成28年度から「高松市ひきこもり相談窓口」、平成29年度から「高松市ひきこもり当事者傾聴サロン」を『KHJ 香川県オリーブの会』に委託している。

3. 2. 2. 県内の取り組み

①令和5年度ひきこもり関係協議会、講演会、研修会等実施状況

1) ひきこもり地域支援センター

・第1回ひきこもり対策連絡協議会

香川県におけるひきこもり支援体制について

市町実態調査の報告(宇多津町、綾川町)

県内小中学校における不登校の実態と課題、取り組み状況

・第2回ひきこもり対策連絡協議会

ひきこもり支援者のための実践研修

情報交換

・ひきこもり支援者のための実践研修

講演:「社会につながる勇気をいかに育むか〜アドラー心理学と武術の学びからの提案〜」(講師 梅崎一郎 社会福祉法人矯風会園長)

・ひきこもり対策研修会・思春期精神保健研修会

講演:「ひきこもり相談者の声〜支援活動に1日密着〜」(講師 宮武将大 一

般社団法人^{ヒト ト コ}hito.toco代表)

2) 小豆総合事務所

・第1回ひきこもり対策支援者研修会

講義:「ひきこもりを支援者の心理から考える」(講師 植田中子 小豆島病院)

・第2回ひきこもり対策支援者研修会

講義:「家族相談から考えるひきこもり支援」(講師 宮武将大 一般社団法人

ヒト ト コ
hito.toco代表)

3) 東讃保健福祉事務所

・第1回ひきこもり支援研修会

講義:「長期ひきこもりの理解と支援方法について」(講師 竹中哲夫 日本福祉大学名誉教授)

・第2回ひきこもり支援研修会

事例検討(グループワーク)

・民生委員への普及啓発

管内の民生委員に対し、相談窓口の周知、サポートマップの配布、アンケート

4) 中讃保健福祉事務所

・第1回ひきこもり支援者研修会・事例検討会

ひきこもり支援体制の紹介、事例提供(多度津町健康福祉課)

「ひきこもり歴 40 年の 50 代男性への支援」事例検討、意見交換

・第 2 回ひきこもり支援者研修会・事例検討会

「ひきこもり、家庭関係希薄、生活困窮という多問題を抱える家庭」

事例提供(丸亀市社会福祉協議会)事例検討、意見交換

・ひきこもり支援研修会

「CRAFT を活用したひきこもりの家族支援」(講師 境泉洋 宮崎大学教授)

5) 西讃保健福祉事務所

・ひきこもり支援研修会

講義:「ひきこもりを考えるー理解と対応についてー」(講師 三谷理恵 さんあいクリニック)

6) 高松市健康づくり推進課

・高松市ひきこもりサポーター活動従事者研修会

「ひきこもり支援におけるアウトリーチ～見守ること、見立てること、抱えること、寄り添うこと～」(講師 原田豊 鳥取県精神保健福祉センター)

②令和 5 年度ひきこもり当事者の集団活動や交流会等の状況

1) ひきこもり地域支援センター

・ひきこもり当事者の集団活動[ポコ ア ポコ]

社会参加へのステップアップを目的として、毎月 2 回開催

・ひきこもり親のグループワーク

グループミーティング 毎月 1 回

・ひきこもり家族のつどい[アネモネの会]

ひきこもりサポーター経験談発表、家族同士の座談会、相談窓口や居場所、研

修会等の情報提供

③ひきこもりサポーター養成研修・フォローアップ研修、派遣・活用状況

平成 26 年度に、地域に潜在するひきこもりを早期に発見し、適切な支援機関に早期につなぐことでひきこもりからの脱却の短期化を目指すために、当事者、家族、民生委員、学生等、幅広い層から「ひきこもりサポーター」を養成するための研修を実施した。

平成 27 年からは、ひきこもりサポーターとして活動希望者を登録し、ひきこもりサポーター派遣事業を実施する市町に名簿提供を行うとともに、登録したサポーターに対し、フォローアップ研修を実施している。

1) ひきこもりサポーター登録者数の推移

H26 年度	32 名
H27 年度	32 名
H28 年度	25 名
H29 年度	31 名
H30 年度	27 名（活動 23・協力 4）
H31 年度 (R1 年度)	24 名（活動 22・協力 2） 4/1 時点 養成研修後 新規登録者 44 名（活動 28・協力 16） 合計 68 名（活動 50・協力 18） 11/1 時点
R2 年度	64 名（活動 51・協力 13） 4/1 時点
R3 年度	49 名（活動 38・協力 11） 4/1 時点
R4 年度	66 名 4/1 時点
R5 年度	65 名 4/1 時点
R6 年度	82 名 4/1 時点

2) ひきこもりサポーター派遣・活用状況・実績

	派遣回数	活動延人数（実人数）
H27 年度	15 回	18 名（8）
H28 年度	105 回	251 名（25）
H29 年度	133 回	299 名（20）
H30 年度	134 回	269 名（20）
R1 年度	115 回	242 名（19）
R2 年度	158 回	312 名（29）
R3 年度	136 回	289 名（26）
R4 年度	151 回	317 名（23）
R5 年度	161 回	283 名（38）

・令和 5 年度の活用内容

当事者への直接支援

訪問支援: まんのう町、高松市、中讃保険福祉事務所

来所相談・電話相談・傾聴サロン: 高松市

同席面接: 一般社団法人 ヒト ト コ hito.toco

居場所運営補助:一般社団法人^{ヒト ト コ}hito.toco、支援センターウィズ

家族への支援

訪問支援:高松市、中讃保健福祉事務所

事業の協力

当事者の集団活動:ひきこもり地域支援センター

家族教室:一般社団法人^{ヒト ト コ}hito.toco、三豊市、東讃保健福祉事務所、中讃保健福

祉事務所、ひきこもり地域支援センター

3) ひきこもりサポーターを活用した多様な居場所事業

ひきこもりサポーターが個別支援力や支援への対応力を高め、サポーター同士の情報交換やモチベーション維持・向上、関係機関との連携ができる研修を開催している。

・「当事者が語るひきこもり」及び「小さな交流会」

④ ひきこもり専門相談員派遣事業

県がひきこもり専門相談員(ひきこもり支援の豊富な相談実績及び知識を有する者)を3名委嘱し、市町、保健所、社会福祉協議会、その他ひきこもり相談を受けるものへのスーパーバイズを行い、地域相談者のスキル向上と相談機能の充実を図る。

⑤ 保護者対応ペアレントプログラム

NPO 法人ペアレンターかがわに委託し、保護者から本人への効果的なアプローチによるひきこもりからの脱却及び家族支援の充実を図る。

⑥ ひきこもり当事者・家族向け交流・社会参加・体験のできる居場所

さぬきポレポレ農園(東讃地区)、香川県ふじみ園(中山地区)、支援センターウィズ(西讃地区)の3か所に委託し、居場所づくりを実施している。

⑦ ひきこもりサポーターを活用したオンライン居場所事業

一般社団法人^{ヒト ト コ}hito.tocoに委託し、対面コミュニケーションや外出が苦手等の理由から支援に繋がりにくいひきこもり当事者や家族の居場所づくりを実施している。

⑧ ひきこもり市町等支援員の派遣

より住民に身近な市町でのひきこもり支援の充実・強化を図ることを目的に、ひきこもり支援関係機関や、市町の職員に対し、支援に必要な知識及び技術を指導するとともに、地域における関係機関のネットワーク構築の促進等を行うひきこもり市町等支援員を香川県ひきこもり地域支援センターに配置している。

3. 2. 3. 今後の取り組み・課題

① 支援者のスキルアップを図る

②ひきこもりに対する間違った認識、偏見が未だに厳しい状況にあるため、当事者やその家族が潜在化してしまい、支援に繋がりにくい状況が続いている。正しい認識をもつていただくためにも啓発活動を強化していく。

4. 本市の取り組み及び担当部局との意見交換

4. 1. 本市の取り組み

[社会福祉課より]

ひきこもりの窓口は社会福祉課になっている

[少年育成センターより]

やまびこ相談コーナー

支援者のスキルアップのため、他市で開催される当事者懇談会、ひきこもりサポーター研

修会、家族会に参加したり、NPO 法人(宮武氏)、県^{アンダンテ}Andante(藤尾氏)と情報交換を行っている。

4. 2. ひきこもりの現状

[社会福祉課より]

平成30年度、香川県によるひきこもり状態にある方の把握調査が行われた。

民生委員の報告データの積み上げによる調査

香川県内	726人
観音寺市・三豊市	114人(男性97人 女性17人) ※観音寺は62人(男性50人 女性12人) 30歳代～40歳代が50% 同居あり98人 同居なし16人 期間：7年以上43% わからない28% ※7割近くが7年以上と思われる 民生委員が掌握に至ったきっかけは、 近所からの相談 60.5% 委員の訪問 18.4% 本人・家族から 14.0% 経済的状況： 苦しい33人 わからない54人 ゆとりあり18人

[少年育成センターより]

年度	ひきこもり相談※	全相談
R3	8	566

R4	4	672
R5	6	683
R6	7	526

※ひきこもり状態であっても相談内容が仕事・家庭・精神疾患の場合は含めていない

◦相談支援のかかわり方

相談者は来所者や電話をかけてきた人になるため、当事者からの話は聞けないこともあるが、相談者の話を聞き、気持ちに寄り添い、心の整理の手伝いを繰り返すことで、相談者自身が前向きになり、解決への道を見つけるきっかけになることを念頭に置いて対応している。

連携が必要な場合は、相談者了解のもと関係機関につなぐ(ハローワーク・サポステ・社協・支援センター)

相談があれば関わり続けるが、ひきこもりの方のところへ積極的に出向いていくことはない。

相談してきた中での考察として、ひきこもりの原因は、発達障害、愛着障害、成育歴、精神疾患など多岐にわたる。また、当事者の傾向として、家族(親)や学校に恨みをいう人が多い。人間関係が苦手な方が多い。

相談に来てくれないと関わるきっかけができないが、保護者が困らないと前に進まない。

親が高齢になって困るというケースが多い。

実際のところ、ひきこもりの実態はわからない。

厚労省や文科省の不登校人数・ひきこもり人数は統計学的な調査結果であって、現実との乖離を感じている。

全然どこにもつながっていないし、どこにも言えない人がどれくらいいるのか気がかり。センターなどどこかに繋がっていれば一手が出せるのだが。

4. 3. 担当部局との意見交換

委員：

厚労省 HP では、国の取り組み、県の取り組み、市町村の取り組みというように3段階ぐらいに分かれているが、具体的に市町村がやるべき事業は示されているのか。

社会福祉課：

必ずやらなければいけないという事業はない。自治体が必要を感じたら行なうというのが実情。

委員：

ひきこもりサポーターを受講されている市職員はおられますか。

相談員：

受講はしているが、登録はしていない。市内の民間の方で受講されている方はおられる。

委員：

ひきこもり支援ステーション事業(相談、居場所、ネットワーク)やひきこもりサポート事業(8つのメニュー)については本市では取り組んでいるか。

社会福祉課:

社会福祉課では取り組んでいない。

社会福祉課:

対象者が明確で、原因が分かっているれば対処できる。現状を家族が言わない、知られたくない、誰にも相談しない、そのような状況で、潜在化しており、実態が分からない。

国や県も引きこもった人をどうするかといった施策ばかりであり、ひきこもりにならないための対策が大事だと思う。

委員:

〇〇でひきこもりの状態にある人、〇〇によりひきこもり状態を選択している人というように、当事者はひきこもりの状態にならざるを得ない状況にある。「死なないための選択肢」としてそういう状態にある。

ひきこもりは当事者がいつか元気になって自分のやりたいこと、したいこと、働きたい、活躍したいとエネルギーをためる充電期間と捉えることも重要ではないだろうか。なので、なる前になる人を減らすことに注力しすぎることに疑問が残る。

調査結果を受けて、当事者一人一人の状況を確認し、家族を含めた個々の対策をとっていかねばいけないのではないかな。そのためには、相談支援のための支援員も必要であるし、当事者が出ようと思ったときに受け入れられるような居場所づくりも必要で、家族をフォローする家族会や経験者の体験を聴けるコミュニティも必要になってくる。民間にはひきこもり支援を行うような団体は存在するが、それらをうまく本市につなぐ体制づくりも重要と考える。現状、本市に必要なことは実態を見に行く行動を開始し、必要な事業を集め繋いでいくことが大事ではないかと考える。先進地に学び、動き出してほしい。

相談員:

ひきこもりを克服した当事者の声として「自分はエネルギーをためるために引きこもっていた」「この期間は大切な時間だった」と捉えている方もおられる。

相談員:

家族、学校、地域など多様な人のつながりが大切。気づいたら一声かける地域コミュニティであってほしい。

発達については、早期発見、療育の充実、当事者がカミングアウトできて、それを受け入れられる社会にしていかなければいけない。

委員:

ひきこもりの原因は多種多様、対応する側も広範な取り組みが要求される。

当事者の相談・フォロー、家族の不安解消、地域社会の理解度の増進と受け入れら

れるコミュニティの構築。これらを担える資源・体制づくり

委員：

ひきこもり＝×と決めつけてはいけない

当事者にとってどうゆう時間なのかを理解し、解きほぐす糸口を提供する役割を行政が担っていくべき

委員：

ひきこもりサポート事業の中に「住民向け講演会・研修会開催事業」というものがある。家族がひきこもりになったら誰にも話せないという状況を変えていかなければいけない。ひきこもりに対する正しい認識を広めていく取り組みについても行政にお願いしたい。

相談員：

若者は高校を出たら相談できる場所を失う。だから「やまびこ相談コーナー」を広めてほしい。

4. 4. 支援センターウィズとの意見交換

〔視察目的〕

委員会において「ひきこもり」の取り組みについての研修を進めている過程で、実際に携わっている事業者の状況調査を行い、最終的に市当局への提言をまとめる事とした。今回の支援センターウィズは、香川県からの委託事業として、ひきこもり状態にある人に社会参加などの体験できる居場所を提供していることから、県と観音寺市の関係などについて聞き取りをすることとなった。

〔視察対応者〕

支援センターウィズ 施設長 佐々木 ゆかり 氏

〔内 容〕

○取り組み状況

JR観音寺駅近くの事務所を、毎月第1・第3火曜日の16時～18時に、当事者が読書、おしゃべり、ゲームなどで自由にすごすための居場所として提供している。また、毎月第1・第3水曜日の13時30分～16時30分は、事前予約は必要だが、相談員が家族などからの相談に対応している。また、家庭などから相談があれば聞き取り、家庭訪問を実施。

現在、居場所として利用者は1名だが、単発的には時々訪問がある。相談は最近1名である。

同事務所は、発達障がい者の居場所作り事業も行っているが、職員としては常勤1名、非常勤2名ひきこもり相談員1名の体制である。委託料は発達障害者事業で三豊・観音寺市から613万円／年、ひきこもりについては県より31万円／年でやり繰りしている。

〔視察後の検証〕

委託料については10年以上変わっていない状況。事業所と行政が意見交換をする機

会もほとんど無く、現場の声が届きにくい状態とのこと。観音寺市との連携は充分とは言えない雰囲気。市は、ひきこもり施策に対する構えが無いに等しいため、人的・財政的配置が弱いと感じる。

現在女性1人が月に1回来るのみ(市外)

訪問は男性1人、単発で2人いる。

相談は家族からの電話が多いです。

観音寺市、三豊市にそれぞれ連携会議があるが、ウィズと観音寺市が連携できているようには思えない(三豊市との方が連携がうまくいっているように思える)。

三豊市にはマーガレットの会というひきこもりの会があるが、観音寺にはない。

重層的支援の必要がある。

ウィズ自体が、ひきこもり支援だけでなく、発達障害の支援を行っており、そこからの委託(613万)が観音寺市と三豊市からあるので、ひきこもり支援もできている。

観音寺市民ももっとひきこもりについて、学び、知る必要があると感じた。そして、ウィズの存在も知らなかったなので、広報啓発する必要があると感じた。

5. 先進地事例

5. 1. 文献調査

5. 1. 1. 岡山県総社市(※2)

①ひきこもり支援に至る背景

総社市では平成27年から28年までに民生委員・児童委員や福祉委員からの聞き取りによる実態調査から、市内で少なくとも207の方がひきこもっているという結果が出た。さらに平成29年度に本市で独自に設置したひきこもり支援センターには207人以外に300人以上のひきこもり状態にある方からの相談があり、少なくとも500人以上のひきこもり状態の方がいるという事実が明らかになった。

これらのひきこもり状態にある方は、本来であれば、就労し、所得を得て、地域消費を支え、納税者となり得る可能性のある方である。これらの方が社会参加することで、経済の活性化につながることを期待される。さらに、生きがいを見つけ、地域コミュニティの一員として、その主役になり得る方でもあり、地域に活力をもたらす大切な存在であると考えられる。ひきこもり支援の目的がすべて就労というわけではないことは無論であるが、ひきこもりという状態は、行政にとって解決すべき重要な課題であることは明白である。

そして、このように基礎自治体が身近な地域でひきこもりという課題に挑戦し、その当事者や家族に寄り添い、根気強く支援し、社会参加への道を切り開いていくために全面的な支援を行っていくことは極めて有意義であると考えている。

②不登校支援

プログラムによる生徒指導「だれもが行きたくなる学校づくり」

1) SCを活用したチーム支援

学校適応に関して課題のある児童生徒への対応を教育相談係やスクールカウンセラー等を含めたチームで行い、関係機関等との連携を密にする。

2) 欠席の管理による早期介入

「欠席3日で家庭訪問」を合い言葉に児童生徒の欠席状況を注視し、安易な欠席を防ぐとともに、学校全体で早期介入・早期支援を徹底する。

3) 小・中学校連携

小・中学校の各担当者が定期的に顔を合わせ、学校適応に関して課題のある児童生徒について協議、情報交換を行うとともに、ピア・サポート活動等のプログラムに関する連絡・調整を行う。

4) ピア・サポート

児童生徒が相互に支え合う活動を通して、思いやりのある子どもを育て、思いやりのある学校風土を醸成する。

「SELによるトレーニング→プランニング→サポート活動→振り返り」を基本的な枠組みとし、学級・学年内の活動、異学年の活動、保幼小中高の校種を越えた活動、有志の活動等を設定する。

5) SEL(社会性と情動の学習)

ロールプレイやグループワークなどの体験的学習、資料を用いた学習等を通して、自己のとらえ方と他者とのかかわり方を基礎とした社会性(対人関係)に関するスキル、態度、価値観を身に付けさせる。自分の感情を察知、理解、コントロールし、ストレスに対処し、問題を解決し、意志決定をするスキルの発達を促す。

6) 協同学習

ペアやグループの活動における感情、役割、思考の交流を通して、良好な人間関係を築いて情緒的、社会的発達を促すとともに、学習意欲と学習の生産性を向上させる。できるだけすべての授業に交流の場を設定し、児童生徒のコミュニケーションの量を保障する。

「めあて確認→個人思考→グループ思考→全体思考→振り返り」を基本的な枠組みとするが、児童生徒のコミュニケーションの量が確保できれば枠組みにはこだわらない。

7) 品格教育

品性・品格(よい行動とは何かを示すもの)について学んで自己を振り返り、仲間と磨き合うことを通して、よい習慣を形成するとともに、規範意識を向上させる。

③ひきこもり支援センター「ワンタッチ」

平成29年4月開設。

名称「ワンタッチ」には、ひきこもり状態にある方一人一人に寄り添っていききたい(タッチしていききたい)との思いが込められている。

1) 相談支援

関係機関と連携して、来所相談、訪問相談、電話相談、e-mail など様々な手段で当事者及び家族の相談支援を行う。

2) 同行支援

ボランティアやハローワーク、企業見学、居場所利用など、本人のニーズに添って同行支援を行う。

3) 居場所の設置・運営

ひきこもり状態にある方が、ほっと安心して過ごせるような居場所を設置・運営する。

4) 家族会への支援

ひきこもり家族を対象とした情報交換、研修会などを行い、「ひきこもり家族会」が自主運営化されるよう支援する。

5) ひきこもりサポーターの養成

居場所の管理・運営やイベント運営、地域でのアンテナ役として周知啓発を担っていただける人材を養成する。

6) ひきこもり者現状確認と地域との連携強化

センター設置前のひきこもり状態の方について、現状を確認する。

地域の見守り支援などに携わる関係者などの会議に出席し、連携を深める。

7) 周知啓発活動

「ひきこもり」への理解と「ひきこもり支援センター」が行う取り組みを広く周知するため、ホームページや SNS を使った情報発信、市内コンビニへのカード型リーフレットの設置、関係機関へのチラシ配布、中高生向けチラシの作成と配布を行う。

④ ひきこもりサポーター

1) ひきこもりサポーター養成講座

平成28年度から毎年講座を開催。ひきこもりに対する理解を深め、地域での見守り、居場所支援、サポーター活動の運営など、地域におけるひきこもり支援に協力いただけるサポーターの養成を目指し、実施している。

2) ひきこもりサポーターフォローアップ研修

サポーターとしての活動のフォローアップを目的に、ひきこもりの方と接するための基礎知識や専門知識を学ぶ研修を定期的実施。他のひきこもり支援機関の見学。

3) 「ほっとも」の会

ひきこもりサポーターの愛称を「ほっとも」とし、円滑なサポート活動を行うために「ほっとも」の会を設立。

⑤ 居場所

居場所とは自由に過ごし穏やかに人とつながることができるコミュニティスペースである。居場所への来所が始まると、家族以外の他者との交流や新しい体験が得られ、心に活力が徐々に沸き始め、通所するという運動や生活習慣が生まれ、身体の疲労感が結果として適切な睡眠や食事を徐々にもたらしてくれるようになる。

居場所というと物理空間を連想しがちだが、居場所の本質を“仲間”と捉えてはどうか。仲間の存在は結果的にコミュニケーションの練習となり、一人で抱えがちな悩みの共感相手となり、互いの背中を押しあうことにもつながっていく。

1)ほっとタッチ

月曜日から金曜日までの平日 15 時から17時まで開所

2)ほっとタッチぽえむ

市中心部以外で相談者数が多い西部圏域で、毎週火曜日の9時半から11時半に開所

3)日陰の集い in ほっとタッチ

暗くなってからでないと外出できない方が集える場を提供するため、毎月最終金曜日の18時半から20時半に開所

⑥家族会

ひきこもり状態にある方の家族が相談できる場として、ひきこもり家族会「ほっとタッチの会」を設置。毎週第3木曜日に定例会を開催している。情報交換や研修交流会を行っている。

⑦今後の展開

ひきこもり当事者が一人でも多く、家族以外の他者とつながることを目標とし、個別の相談支援から、居場所づくり・ひきこもりサポーターの養成・家族会の設置など、様々な取り組みを実践してきた。その中で、当事者が社会参加をするためには、当事者を迎え入れる地域社会の理解が必須であると痛感した。

センター職員は、その専門性を生かし、当事者に寄り添い、あるがままを受け入れ、理解し、支援者として信頼関係の構築に努めている。それは当事者にとって家族以外の他者との人間関係が再構築できるきっかけになっているからである。センター職員は当事者が目指す社会参加の実現に向け、そのスタートラインに立てるよう、伴走しながら支援を続けている。

しかしながら、地域社会を見ると、ひきこもりは未だにネガティブなイメージで捉えられており、受入に難色を示されることがあることは否定できない。

固定化されたイメージで、当事者を判断するのではなく、同じ地域社会で生きていく仲間として受け入れる意識を高めていくことが使命だと感じている。

当事者への理解を地道に地域社会に伝え、ひきこもり支援の実践を積み重ね、その効果とモデルをアピールすることで、一度ひきこもり状態になっても、必ず再び社会とつながることができる地域社会を目指した取り組みを進めていきたい。

5. 1. 2. 秋田県藤里町

①ひきこもり支援への背景

藤里町は人口 3,600 人余、高齢化率 42%強の過疎の町。

町社協職員菊池（現会長）さんが高齢者支援として訪れた自宅に、いつも若者がいる状況に驚き、改めて町内には様々なケースでひきこもり状態の若者の存在を知り、社協職員が手分けをして訪問した結果、113 人のひきこもり状態の住民を確認（平成 22 年）。

②ひきこもり実態調査の状況

「なぜ福祉がひきこもりの人を支援するのか」とか「専門家でもない社協が本当に支援できるのか」とか。「そもそもこの町にはひきこもりの人がいるはずがない。救いようのない怠け者」という指摘を受けたり、なかなか引きこもりという状態を理解してもらえなかった。ただ、社会福祉協議会は民間の事業体でありながら、活動は税金が原資であるため、本当に必要な事業なのか、支援を必要としている人は何人くらいで、どういう支援が必要なのかをはっきりさせる必要があった。ニーズに沿わない支援は長続きしないため、調査をしっかりやった上で事業を組んでいくことが基本として、取り組みを進めた。

③実態調査から見てきたこと

ひきこもりの人に対する支援は、精神疾患などの範ちゅうにくられることが常識の一方、地域社会に出ていくための福祉的な支援が必要な人が現にいたことも事実であった。

ただ、ひきこもりの期間とそうでない期間を繰り返しているケースが多く、自暴自棄になって家から一步も出ていない時期もあれば、外に出ようと頑張っている時期もあるため、「最近あの人をよく外出している。だからもう大丈夫」と言われたりもした。

④具体的取り組み「こみっと」の設立

調査の結果をふまえて、当事者の居場所づくりを始めた。最初は、居場所がない、だったらつくろうというのが「こみっと」設立の原点だったが、自分の役割がなければそれは居場所ではないという視点にたち、デイサービスでのボランティア、一人暮らしのお年寄りとの交流会に誘った結果、参加につながった。

それどころか、社福協の採用面接にも訪れた。支援が必要な人も支援されっぱなしではなく支援する側にもなれるように、平成 22 年4月、5月がかりで福祉の拠点「こみっと」を開設、若者の居場所と社会復帰の足掛かりとなった。

支援が必要な人は「こみっと」に登録し、お食事処で働いたり、地域から依頼され

る仕事を請け負ったり、様々な役割を担っている。登録者は、「単にここがレクリエーションの場だったら来てないと思う」と口をそろえる。お金をもらえる仕事や誰かの役に立っているといった体験が大事と感じた。

⑤取り組みの現状

オープン後、メディアに取り上げられたことで、批判もあったが、途中でやめてしまったら頑張っただけで外に出てきてくれた彼らに申し訳なく、「ひきこもり状態だったことは恥ではなく胸を張ってほしい」との思いで続けることで、今では彼らに対する町民のイメージもだいぶ変わった。

最初の調査（戸別訪問）では、113 人がひきこもり状態であったが、平成 26 年度末になると 25 人、77% 余りも激減していた。「こみっと」による直接的・間接的な支援を受け、多くの方が自立できたと思う。

また、職業訓練の機会として3年前から町内の若者を対象に「藤里体験プログラム」を事業化している。町内で商売をしている理容師、居酒屋の店主、葬儀屋等に講師役をお願いし、講義・演習・実習を実施している。今年4月からは対象を町外にも広げ、「自分探し」をしているような県外の若者、以前から「こみっと」にも来ていたが、そういう人たちも受け入れようという内容になっている。

⑥あらためて「藤里方式」とは

ある大学が将来にどんな不安を感じているかを藤里町の住民に尋ねたところ「社協があるから心配していない」と答えた人が結構いたという。「皆さんが暮らしやすいように、生きやすいようにお手伝いする。それが社協です。」という基本姿勢を守ってきた結果とを感じる。新しい理論・実践でもなく、本人がやりたいと思うことを応援することに尽きる。地域の方の役に立ちたいという思いで、まじめに仕事をしていけば、しっかり積み重なっていく。藤里町がほかの地域と違うとしたら、「本気度」かもしれない。

5. 2. 行政視察調査

5. 2. 1. 兵庫県姫路市

5.2.1兵庫県姫路市

①姫路市のひきこもりの実態把握について

姫路市では、令和5年12月に15歳から64歳までの市民 10,000 人を無作為抽出し、多角的な目的でのアンケートを行った。このアンケートにおいて、「ひきこもりの定義として、外出頻度が低く、且つ就労や地域活動などの家族以外との交流がない状態が一定期間続いている人」として、その割合を 1.88%～2.95%と推定した。

②地域福祉課 福祉繋がる窓口について

福祉に関して、「どこに相談してよいかわからない」方の相談窓口があり、ひきこもり状態にある方の家族、精神疾患または発達障害(疑い)の本人、など多種多様な相談がある。そこで、複合的な個人や世帯の課題について整理を行い、関係する支援窓口へ繋いでいる。[保健センター][地域包括支援センター][暮らしと仕事の相談窓口][生活援護室]などが連携の中心となっている。

・福祉つながる窓口でのひきこもり相談件数

年度	令和 5 年度	令和 6 年度
相談件数	254 件(延)	383 件(延)
実相談人数	83 人	81 人

③ひきこもり家族学習会について

1)経緯と目的

平成 18 年に、家族同士の交流会を開催。家族の孤立予防、情報提供などの交流を行っていたが、平成 28 年に再検討し「本人への対応策を知りたい」という声から、県で行っているCRAFTを導入する。

ひきこもりについて正しく理解し、CRAFT(クラフト)の技法を用いた当事者への適切な対応方法について学ぶことで、家族関係の修復を通して本人の問題行動を減らすことを目的とし、勉強会を開催している。また参加者同士の交流を通し、家族の孤立予防を図る事も重要な取り組みとしている。

2)実施について

月一回開催、6 回を1クールとしていて、年間に前期、後期の2クール開催。募集は市のHP、広報誌で周知。対象者は市内在住、概ね 15 歳以上のひきこもりの人の家族。

プログラムの組み立ては県の方法を参考に、市独自で作成している。また参加者が主体となり、学習会で学んだ内容に沿った意見・情報交換、交流を図る場の提供も行っている。

3)CRAFTの学習プログラム

ひきこもりとは CRAFT とは

本人の行動について考えてみましょう

ポジティブなコミュニケーションとは

望ましい行動を増やすための工夫

望ましくない行動を減らすための工夫

社会資源を活用しましょう(支援機関の紹介)

4)学習会の効果(CRAFT を実施している家族の感想など)

《変化》

- ・本人が目的をもって生活をできるようになった
- ・家族への思いやりの気持ちが見られるようになった
- ・参加し、話せることができて気持ちが楽になった

など肯定的な感想が多い

《意見》

- ・個別の支援・対応について聞きたい
- ・疾病について具体的な対応を知りたい
- ・社会参加できるようになったなど好事例を知りたい

④その他の取組み

ひきこもり支援推進事業・居場所支援「ぷち・た・ぷち」について

令和3年度からNPO法人コムサロン21が業務委託で運営している。社会に居づらさを抱えている方が来やすいように幅広く間口を広げ、地域の人々が安心して集える場の提供を行っている。

また、ひきこもりに関係がある官民の関係機関や、支援団体に属する個人が参加する「不登校・ひきこもり支援ネットワークひめじ」によるネットワーク会議もコムサロン21に委託して行っている。

⑤今後の課題

- 1) ひきこもり支援を行う意義として、ひきこもりの当事者が社会に出ることにより地域の活性化につながることで複合的な課題に連携して取り組むことで地域福祉の質の向上が図られること。
- 2) ひきこもりのゴールに関して就労は一つのわかりやすいゴールだが、それ以外のあり方についても検討・共有していくこと。
- 3) ひきこもり支援は、当事者だけでなく家族も何らかの問題を抱えていることが多く、世帯を丸ごと支援できる仕組みが必要。
- 4) 支援の効果を上げるためには、家庭支援、地域支援、社会保障制度の狭間を埋める取り組みを同時に行う必要がある。
- 5) 公的支援について、人員、財源を確保するためには、市民の理解が必要になる。事業が社会にどう還元できるのかの評価指標についても、引き続き検討が必要。

6. 考察

ひきこもりの状態にある方やそのご家族は、それぞれ異なる経緯や事情を抱え、生きづらさと孤立の中で、葛藤の日々を送られている。そうした方々が安心して過ごせる場所や、自らの役割を感じられる機会があることが、生きていくための基盤となり、社会とのつながりの回復へと続いていくのではないだろうか。「だれ一人取り残さない社会」を実現していくためには、ひき

こもりの状態にある方を含む、生きづらさを抱えた方々をしっかりと受け止める社会を構築していかなければいけない。

本委員会では、本市のひきこもり支援に関する取り組みについて、実状を確認し、評価を行うとともに、先進地の取り組みを研究し、本市の支援を充実させるための政策提言を行うことを目的として、調査を進めてきた。この調査結果が、施策に反映され、「だれ一人取り残さない社会」の実現に寄与することを強く望んでいる。

ひきこもり支援に関する勉強会について

まず始めに、ひきこもり支援のこれまでの経過を、下表「ひきこもり支援の略歴」に示す。

表 ひきこもり支援の略歴	
1990年代	「ひきこもり」という呼称が社会に広がり対応する支援のあり方の標準化が求められる
2001年	『10代、20代を中心とした「ひきこもり」をめぐる地域保健活動のガイドライン』（暫定版）
	⇓
	実際のひきこもり支援に有益な情報提供と支援の方法が周知される
2003年	『10代、20代を中心とした「ひきこもり」をめぐる地域精神保健活動のガイドライン—精神保健福祉センター・保健所・市町村でどのように対応するか・援助するか—』 【旧ガイドライン】
	⇓
	「10代・20代」といった年齢の限定、および「地域保健活動」という 保健師を中心として取り組む精神保健課題として位置づけられたことにより、医療機関および精神保健福祉機関を中心に支援が取り組まれた時期であった。また、「若者自立塾」や「地域若者サポートステーション」等のひきこもり支援の固有な社会資源が公的に整備された時期でもある。
	一方で、民間団体による自発的な特色あるひきこもり支援が取り組み、「旧ガイドライン」の考え方と異なる支援が展開されるという、2つの異なる支援が並行して行われた。
2010年	『ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン』 【新ガイドライン】
	⇓
	さまざまな支援現場や機関で、幅広い年齢層のひきこもり状態の人への支援におけるガイドラインとして位置づけられた。しかし、個人が持つ特性をひきこもりの原因とし、病気や障害を背景としたひきこもりというとらえ方であったために、「相談先や支援機関が限定される」、「相談が継続しない」、「ひきこもり本人の家族への支援が充実化しない」等の支援上の課題が生じた。
	「新ガイドライン」とは異なる考え方と支援が民間団体や NPO 法人等で取り組まれて、社会的評価や一定の成果を得るという状況があった。
	「8050」問題と言われる、高齢者の親と 高齢化した子どものひきこもり支援の必要性が介護保健分野や高齢者福祉分野から発信と問題提起されるようになり、「新ガイドライン」に示されているひきこもりの定義や支援のあり方を越えて、ひきこもり支援は多様性を帯びようになってきた。つまり、「新ガイドライン」におけるひきこもり支援では、ひきこもり状態にある人がちを全体的に支援することが難しい状況が生まれ、そのことは、ひきこもり支援の多様性を求えて、ひきこもりのとらえ方の混乱、支援の多様化による連携の難しさ、進展しない家族支援等の課題へつながっていった。
2025年	ひきこもり支援に関するハンドブック—寄り添うための羅針盤—
	⇓
	ひきこもり支援の対象者と 支援の視点・方法について、新たな考え方と支援の変化が必要であることから、ひきこもり支援を医療モデルに限定するのではなく、それに加えて社会モデルを採用した。それは、医療が必要である人も含めて、さまざまな相談支援や居場所活動を必要としている人を対象としたひきこもり支援に具体的な指針が必要であるという認識にもとづいている。

これは、令和7年1月に厚生労働省よりは発出された「ひきこもり支援に関するハンドブック—寄り添うための羅針盤—」(※7) (以下、ハンドブックという)より抜粋したものである。ひきこもり支援のあり方は、これまでの評価・診断を基本とした医療的な支援ガイドラインから、核家族化の進行による世帯構成の変化、人口減少による単身世帯の増加などの社会構造の変化や、

貧困、生活困窮、いじめ、リストラ、パワーハラスメント、介護離職、8050 世帯、女性のひきこもりの顕在化、など、本人やその家族が抱える課題が複雑かつ複合化するなかで、その支援にあたっての新たな指針の策定が求められるようになってきた。このため、新たなハンドブックが策定されるに至っている。

このハンドブックは、行政が支援のための指針とするだけでなく、行政の支援が指針と合致しているかどうかを判断してもらうために、当事者やひきこもり家族にも確認していただくようになり、多くの自治体が、このハンドブックを HP 上に掲載している。

本調査では、4. 3に示すように、本市の担当部局との意見交換も実施した。「厚労省 HP では、国の取り組み、県の取り組み、市町村の取り組みというように3段階に分かれているが、具体的に市町村がやるべき事業は示されているのか。」との質問に対し、担当部局からは「必ずやらなければいけないという事業はない。自治体が必要を感じたら行なうというのが実情。」との回答であった。また、「ひきこもり支援ステーション事業(相談、居場所、ネットワーク)やひきこもりサポート事業(8つのメニュー)については本市では取り組んでいるか。」との質問には、「取り組んでいない。」との回答であった。

ハンドブックでは(P10 ひきこもり支援に関する法制度の整備と拡充)の中で、本人やその家族が、身近な基礎自治体(市区町村)で気軽に相談することができるよう、相談窓口の明確化と、住民への周知を求めている。また「ひきこもり地域支援センター」を市区町村に設置することや「ひきこもり支援ステーション事業」、「ひきこもりサポート事業」の充実など、ひきこもり支援体制の整備を推進していくことも記載されている。

本市では、これらの取り組みはほぼ皆無であり、全く手が付けられていないと言わざるを得ない状況ではないかと思われる。まずは、関係する部局が、国の取り組みを理解し、自治体が行うべきひきこもり支援を明確に把握することが必要ではないだろうか。そのための研修に時間を割くべきである。

実態把握について

本委員会の委員の中にも、ひきこもりに関する相談を受けたことがある。家族とともに市窓口を訪れた。ひきこもりと思われる方が身近にいる。などの認識・経験があることから、ひきこもり支援を必要とする方は、身近に一定数存在していることがわかる。

ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン(※1)では、「生涯に一度はひきこもりの経験がある人」は、1.2%と推測している。

また、文献調査5. 1. 1岡山県総社市では、平成 27 年から平成 28 年に民生委員・児童委員や福祉委員からの聞き取りによる実態調査を行い、207 人という数値を得ており、その後、平成 29 年に市単独で設置したひきこもり支援センターには、この 207 人以外で、300 人以上のひきこもり状態にある方からの相談があり、市内に少なくとも 500 人以上の当事者がいることを把握するに至っている。

本市においては、平成 30 年に県による実態把握調査が行われており、該当者 62 人、30 代

から 40 代が約 50%を占めるとの結果を得ている。統計上の数値であるため、実状とどれぐらいの乖離があるかは定かではないが、支援を必要とする人が一定数いることは確かである。

文献調査5. 1. 2. 秋田県藤里町では、まず、ひきこもりの方がどれだけおられるか、自治会や民生委員、PTA などのネットワークを活用して広く情報を集め、独自で実態把握を行っている。そして、相談に来るのを待つのではなく、情報提供などのアウトリーチを積極的に行うことで、居場所支援への参加や当事者家族の家族会への参加、中間就労への進展などに段階的につなげていっている(※8)。ひきこもり支援の一つの成功事例である。本市のように把握した数字に対し、統計的な数字であると放置せず、アウトリーチしていったことが解決につながったものと思われる。

本市の実態調査は平成 30 年で、その後、調査結果は活用されず7年が経過している。ひきこもり支援に真剣に取り組むためには、調査後のアウトリーチの方法など、計画を明確にしたうえで、再度実態調査を実施することから始めるべきである。

相談支援体制について

ハンドブック(※7)の『第4章 ひきこもり支援のポイント 2)ひきこもり支援の流れ』では、まず相談をしたいと思う方がアクセスしやすい環境を整えることが大切であると述べており、そのためには、様々な形で相談が受けられるよう相談方法(来所、電話、訪問、メール、オンライン会議ツール、SNS 等の利用)を工夫しつつ、その窓口を周知するための日頃の広報活動がカギになるとしている。

本人や家族が、相談窓口を迷うことなくどのように知ることができるかについて検討を重ね、「何度でも、同じ内容であっても相談できる場所がある」ということを知っていただくことが、最初の支援となる。

文献調査で取り上げた5. 1. 1. 岡山県総社市では、平成29年4月にひきこもり支援センター「ワンタッチ」を開設。ひきこもりに関する相談支援を行うためのワンストップ相談窓口として専任の相談員2名(社会福祉士)を設置し、様々な手段で当事者及び家族などに相談支援を行っている。

行政視察で訪問した5. 2. 1. 兵庫県姫路市では、“外出せず家にいる息子の将来が心配”、“社会とのつながりが切れてしまっている”、“近所の方が生活に困っている様子、どこに相談すれば”、“仕事がなかなか続かない”、“家族関係に悩んでいる”、“親の介護、借金、失業どうすれば”など、「どこに相談すればいいかわからない」方のための相談窓口を設置し、あらゆる方法で相談に対応している。

本市におけるひきこもり相談の窓口は、社会福祉課となっており、このほかに、市少年育成センターが行うやまびこコーナー「35歳までの子ども・若者相談」がある。また、広域の窓口として、西讃保健事務所、香川県ひきこもり地域支援センター「アンダンテ」がある。

しかし、市の窓口としての社会福祉課は、あまり周知されておらず、多様な相談に対応できる体制にはなっていない。ひきこもりの要因は多種多様であり、それゆえに相談にも高度な専

門性が求められる。また、当事者や当事者家族にとっては、より身近な場所である市に窓口があり、相談に対応してもらえることが、安心にもつながり、それが解決へ続いていくのではないだろうか。そういった観点から、市に、ひきこもりに特化した専用窓口の設置が必要である。

居場所支援について

ひきこもり当事者にとって、居場所とはどうゆう場所なのか。文献調査で用いた「ひきこもり支援・総社のあゆみ 行政と社協の協働体制 2021(総社市ひきこもり支援等検討委員会)(※2)」から以下に抜粋する。

ひきこもり生活は他者との関係が失われ日常が硬直化している状態と言える。一般的に社会生活を送っていると他者との交流や新しい体験などの変化で心が動き、また、通勤や通学などで体を動かし、その結果疲労が適切な食事や睡眠をもたらしてくれる。

しかし、ひきこもり生活では変化も運動もなく、その結果、睡眠や食事などの生活習慣も崩れがちになる。マイナス思考が加速することで何かを始めることも、現状維持することも怖くなり、身動きが取れなくなってしまう。

この状態で就職や入学など日常生活に大きな変化を起こそうとすることは、「ジャンプして 2 階に上がりなさい」と言われているようなもので、このような時に必要になる支援が、「階段を上がる最初の一步」としての居場所である。

居場所とは、自由に過ごし穏やかに人とつながることができるコミュニティスペースということになる。当事者の居場所への来所が始まると、家族以外に他者との交流や新しい体験が得られ、心に活力が徐々に沸き始め、通所するという運動や生活習慣が生まれ、身体の疲労感が結果として適切な睡眠や食事を徐々にもたらすようになっていく。

居場所というと、物理的な空間“場所”を連想してしまうが、居場所の本質は“仲間”であり、仲間の存在はコミュニケーションの練習になり、悩みの共感相手となり、互いの背中を押しあう仲間となっていくのである。

このように、ひきこもり状態から次のステップへ歩みだそうとする方にとっては、居場所支援は非常に重要な取り組みであることは言うまでもない。

5. 1. 1. 岡山県総社市では、「ほっとタッチ」、「ほっとタッチぽえむ」と、暗くなってからでないと外出できない方のための「日陰の集い in ほっとタッチ」を運営している。

5. 2. 1. 兵庫県姫路市では、NPO 法人への業務委託というカタチで、「ぷち た ぷち」を開設しており、対象者については、「社会に居づらさを抱えている方」と間口を幅広く設定している。

本市においては、西讃地域の居場所支援として、県が社会福祉法人ラーフに業務委託し開設している支援センターウィズがある。しかし、現状は市からの周知等が十分に行われておらず、通所されている方も 1 名と、せっかくの資源が生かし切れていない状況になっている。支援センターウィズ以外にも、ひきこもりの居場所支援を行う民間団体は存在するが、市との連携が取れていないがゆえに、社会資源として、うまく機能していないように思われる。ひきこもり

支援にとって、居場所支援は重要な取り組みであることから、市は市内の社会資源をしっかりと把握し、ネットワークの構築に努めるべきである。また、必要と判断するなら、市独自で居場所支援を検討すべきである。

家族支援について

ひきこもっている本人に安心感を与えるために重要となるのが、家族の気持ちのゆとりである。家族が日々生き生きと元気に暮らしていれば、たくさんの良いことがある。まず、引きこもっている本人に穏やかに接する気持ちのゆとりがあるため、本人が家庭内でも穏やかに生活することができる。また、社会生活を送っている家族が日々楽しそうに生活しているのを見ることは、社会参加を意識している本人にとっては良いお手本になると言える。

一方で、家族が気持ちのゆとりを失うと、悪循環になってしまう。何よりも悪いことは、家族が本来持っている力を発揮できなくなることである。こうなると本人の些細な言動に反応してしまい、頻繁に口論するようになったり、ひどい場合には、本人と時間を一緒に過ごすこと自体を回避するようになってしまう。(※9)

このように、ひきこもり当事者にとって、その回復には、最も身近な他者である家族や家庭との関係が非常に重要になってくる。

当事者家族にとっては、ひきこもりに対し、焦らず、動転せず、正しく対応していくことが求められ、そのために身近な行政に相談支援体制が整っており、家族を支える体制が構築できていることが大事である。

5. 1. 1. 岡山県総社市では、平成30年8月にひきこもり家族会「ほっとタッチの会」を設立。情報交換などの交流会や、研修会などを実施している。

5. 2. 1. 兵庫県姫路市では、ひきこもり家族学習会で CRAFT の技法を用いたコミュニケーションを学んでいる。ここでは、家族の交流とともに、①家族自身の負担軽減、②適切な対応方法の習得、③家族関係の修復を通して本人の問題行動を減らす。の3つの目的を持った取り組みがなされている。

県内には家族会は数か所存在するが、西讃地域には無いようである。支援センターウィズで家族からの相談も受けているが、市からの周知ができていない状況である。市では、社会福祉課が対応することになると思われるが、長期にわたる支援が必要になることや家族が正しい知識を習得し、正しい対応を行えるようにしていくためには、専門機関との連携を図りつつ、市レベルで家族会を設置し、運営していくことが必要と考えられる。取り組みを進めていただきたい。

支援につながるための広報・周知について

本人や家族は、今の状況を変えたい、今後のことを相談したいと考えている場合が少なくないと思われる。しかし、「どこに相談したら良いか分からない」ということがほとんどであるため、まずは適切な相談機関や窓口などの情報を周知することが必要である。

相談先が明確になることで、動きだそうとしている本人が自ら相談することが可能になると

もに、相談すること自体を諦めていた家族や親族、地域住民なども相談につながっていけるのではないだろうか。

本市においては、体制の整備を進めていくことがまずもっての課題であるが、現状では、県の取り組みや今ある民間の社会資源を広報していくことも重要である。効果的な広報周知が実践できれば、支援の入口は多様になるからだ。

また、家族がひきこもりになったら誰にも話せないという旧来からの意識を変革させていくためにも、市のセミナーや PTA の研修などでひきこもりに関する住民向け講演会や研修会を行い、正しい認識を広めていくことにも注力していただきたい。

ひきこもりサポーターの養成について

ひきこもりサポーターとは、ひきこもりに関する基本的な知識(ひきこもりの概要、支援方法、支援するうえでの注意点)などを習得し、ひきこもり当事者やご家族に対して支援を行う方で、サポーター登録後も研修等を受講することで、情報のアップデートをしながら活動をしている。

活動内容には、①当事者経験者やご家族に対しては、“居場所”などの運営補助や訪問・来所・電話による面談などを担当する。②当事者経験者やご家族が当時の気持ちやかかわり方について語る家族会・体験談発表で情報提供などを担当。③様々な講師による研修会への参加などがある。

香川県では、令和6年度の時点で82名が登録しており、県内で活動されているとのことであった。本市では、青少年育成センター職員が受講しているが、サポーター登録はしていないとのこと。また、市内の民間の支援団体にはサポーター登録されている方もおられるとのことであった。

窓口を担当する社会福祉課でも、ひきこもりサポーターの受講を進めていただきたい。将来的に専門窓口の設置を検討していくうえで、重要となるため、計画的な受講進めていくべきである。

学校・教育委員会との連携について

不登校傾向にある生徒には、中学校在学時には学校や関連機関などによる様々な支援があるが、それは教育としての支援であるため、卒業と同時に終結するものがほとんどである。高校に進学したものの途中退学したものや、進学も就職もしなかったものに対する支援体制は十分ではなく、社会から孤立し、ひきこもり状態になるケースも少なくはない。一旦このような状態に陥ると社会復帰が困難なものになってしまう。

5. 1. 1. 岡山県総社市では、このような事態を未然に防ぐために、ひきこもり状態となる前の段階のハイリスクな生徒への2次支援を行っている。つまり、「ひきこもりにしない取り組み」として、ハイリスクな状態にある生徒・家族を卒業時に学校教育から保健福祉部局(ひきこもり支援センター「ワンタッチ」)に繋ぎ、早期発見・早期対応が可能な状態にしている。

昨今、不登校児童・生徒が増加傾向にある中で、このような取り組みに着手していくことは、本

人や家族の今後の人生においても重要であると思われる。本市においてもこのような取り組みを制度化していただきたい。

自律・社会参加について(ハンドブック(※7)より抜粋)

ひきこもり支援では、本人やその家族が、自らの意思により、今後の生き方や社会との関わり方などを決めていくことができる(自律する)ようになることを目標としている。本人が社会参加を実現することや就労することのみを支援のゴールとはせず、自律に向かうプロセスとしてとらえることが必要である。ここで言う自律は、「自身を肯定し、主体的な決定ができる状態」のことを指す。支援する際には、支援者も本人やその家族も、ともに「自律」することができるよう、互いにプロセスを共有していくこととなる。

これまでは、本人に対する支援は、その状態の解消を目指すとともに、就労を目的とした支援が多く現場で行われてきた。相談窓口に来る家族の多くは、「本人を早く外に出してほしい」、「将来の生活へ不安があるため、就労し自立してほしい」ということを望み、その支援を相談機関に求めてきた。

しかし、本人は、その状態に至るまでに、何らかの生きづらさや傷つき体験の中で、自尊心や自己肯定感、自己有用感が損なわれており、その心情や背景(年齢や性別、家庭環境、家族との関係等)も多様である。そのような中、家族や支援者から「外に出ること」「就労すること」を求められてもすぐに実現することは容易ではない。家族や支援者からこのような求めがあることで、さらに傷つき、その結果として支援から遠ざかる場合や、支援者に対して拒否的な反応を示してしまうこと、さらには相談した家族との距離も離れてしまうという事例も見られる。「よかれと思って」する説得やアドバイスが、結果的に本人の力を奪ってしまうのは残念なことである。

近年、ひきこもり状態を経験し、社会とつながった人たちにより、ひきこもり状態であった当時求めていた支援や、自尊心や自己肯定感の回復に向けて、周囲の温かな眼差しと肯定的な関わり方などを求める声も発信されるようになってきた。

ひきこもり支援においては、相談を受けた機関は本人やその家族の尊厳を守り、寄り添いながら丁寧な相談支援を提供すること、一人ひとりの意見を受け止めて本人やその家族のペースに合わせたオーダーメイド型の伴走型支援を行い、関わり続けることが大切である。

ひきこもり支援において目指すべき姿とは、一人ひとりの背景や心情をとらえずに社会参加や就労のみを求めるのではなく、本人のペースに合わせながら、本人やその家族が、自らの意思により、自身が目指す生き方や、社会との関わり方等を決めていくことができるようになること(自立ではなく自律)である。この「自律」とは、自己を律すること、社会に適応するといったとらえ方ではなく、本人の尊厳や主体性、自尊感情を回復する意味であり、その自律に向けたプロセスを本人と支援者が共有しながら一歩ずつ進むことを目指すものである。自律の形は一人ひとり違うものであり、決まったものではない。自律に向けた具体的な取組として、社会参加や就労も含まれており、本人の求める支援は多様である(家族は本人の自律を支える役割

だけではなく、家族も自律することが望ましいといえる)。本人の自律的な決断として、就労をはじめとする社会参加が選ばれることは少なくないが、重要なことは「本人が自分の意欲や動機を発見していく」過程である。

一方で、自分の意思や希望の表出がうまくできない本人に対しては、支援を進める中で、本人が望む未来を具体的に描けるよう、ともに考え、選択しやすい情報提供に努めながら、意思表出や意思形成、自己決定につながる丁寧なサポートをすることが必要である。

ひきこもり支援においては、本人や家族が感じている社会における生きづらさの軽減や解消も目的の一つとしている。それを実現するためには、支援者はソーシャルワークの視点に立ち、本人や家族(ミクロ)への直接的な支援だけではなく、本人や家族が安心して過ごせるよう、声をあげることができない人も含め、地域住民や周りの人たちが必要に応じて見守ることができる社会(環境)づくりを進めていく必要がある。地域社会(メゾ・マクロ)に対して「ひきこもり」を含む生きづらさ等の解消に向けた様々な働きかけや社会資源の創出などを、支援者、地域住民、支援機関、自治体等が連携しながら具体的な取組を行うことが求められている。

ここで記載するソーシャルワークの視点は、福祉の支援者だけではなく、医療、心理、保健、看護、教育等、様々な分野、場面でひきこもり支援に取り組む支援者にとっても重要である。それぞれの持つ固有の専門性を生かしながら、その支援をどのように地域に還元していくか、地域社会に対してどのように働きかけていくかを共に考えていかなければいけない。

7. 政策提言

本委員会において取り組んできた、これまでの調査研究及び考察から、本市のひきこもり支援に対して「誰一人取り残さない社会」の実現に向けた提言を行う。

- ① 国のひきこもり支援の取り組みを理解し、自治体が行うべき支援を明確に把握することが必要であることから、関係部局を対象にひきこもり支援についての研修を継続的に開催することを求める。
- ② 平成 30 年に実態調査が行われたが、その調査結果は本市のひきこもり支援に活かされてこなかった。国では、人口の1%程度のひきこもり当事者がいると推計していることから、対策が必要とし、支援に取り組んでいる。本市においても一定人数がいると推定されることから、再度、実態調査を実施し、対策に取り組むことを求める。
- ③ 相談支援体制を早期に確立することを求める。
 - ・ ひきこもりの要因は多種多様であり、相談にも高度な専門性が求められる。また、当事者や当事者家族にとっては、より身近な場所である市に窓口があり、相談に対応してもらえることが、安心にもつながり、それが解決へ続いていくことから、市に、ひきこもりに特化した専用窓口の設置が必要である。
 - ・ 相談窓口では来所、電話、訪問、メール、オンライン会議ツール、SNS 等の利用など、アクセスしやすい環境を整えるべきである。

- ④ 当事者の居場所支援の充実を求める。
- ・ 県の委託や民間が行っている居場所支援と市とのネットワークを確立し、利用したい方への周知を積極的に行うとともに、利用者の特性に合わせ、市での設置も検討する。
- ⑤ 家族会の設置を求める。
- ・ 当事者に対する正しい接し方を学ぶ機会や経験者の体験談を聞くことは、解決に向けての重要な取り組みである。身近なところに家族同士の交流会や、CRAFT の技法を用いたコミュニケーション術を学べる家族会・家族学習会が存在することは意義が大きい。
- ⑥ 支援につながるための広報・周知を求める。
- ・ 適切な相談機関や窓口などの情報を周知することが重要（SNS、広報、HP、チラシの配布など）
 - ・ 家族がひきこもりになったら誰にも話せないという旧来からの意識を変革するためにも、市のセミナーや PTA の研修などでひきこもりに関する住民向け講演会や研修会を行い、正しい認識を広めていくことに注力していただきたい。
- ⑦ ひきこもりサポーターの養成を求める。
- ・ 窓口を担当する職員の「ひきこもりサポーター」の受講を計画的に進めていただきたい。
 - ・ 民間で受講されている方の把握に努めるとともに、サポーターを増やしていく取り組みをすべきである。
- ⑧ 学校・教育委員会と福祉部局の連携強化を求める。
- ・ 義務教育終了後のハイリスクな生徒・家族を「ひきこもりにしない取り組み」として学校・教育委員会と福祉部局が連携することは重要である。
- ⑨ 以上の提言を実現するために、市独自で「ひきこもり地域支援センター」設置することを求める。

【参考文献】

- ※1. ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン(厚生労働科学研究費補助金こころの科学研究事業「思春期のひきこもりをもたらす精神科疾患の実態把握の実態把握と精神医学的治療・援助システムの構築に関する研究(H19-こころ-一般-010)」(研究代表者 斎藤万比古)
- ※2. ひきこもり支援・総社のあゆみ 行政と社協の協働体制 2021(総社市ひきこもり支援等検討委員会)
- ※3. 厚生労働省 HP ひきこもり支援推進事業
- ※4. 内閣府 HP 孤独・孤立対策推進法 概要
- ※5. 厚生労働省 HP 「就職氷河期世代の方々への支援について」
- ※6. 厚生労働省 HP 「重層的支援体制整備事業における各事業の概要」
- ※7. ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～ 厚生労働省 2025 年1月
- ※8. NHK 地域づくりアーカイブ『ひきこもり115万人 地域から作る「人を大切にする社会」』(第1回)
- ※9. CRAFT を応用したひきこもりの家族支援～コミュニティ強化と家族訓練～(宮崎大学准教授 KHJ 全国ひきこもり家族会連合会 副理事長 境 泉洋)